

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	児童手当に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

児童手当に関する事務では、事業の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても計画に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

福岡市長

## 公表日

平成31年1月31日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム4	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<p>【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能  【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム5	
①システムの名称	業務共通基盤システム
②システムの機能	<p>1 システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能。</p> <p>2 運用管理機能 システム監視、稼働記録(ログ)管理、ウイルス対策及びデータのバックアップを行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 各業務システム )

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
児童手当情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第1の56項(児童手当)
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項(26, 30, 87) (別表第二における情報照会の根拠) 情報照会者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74, 75)
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	こども未来局こども部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	受給資格者, 配偶者及び市外別居児童
その必要性	児童手当に関する記録を正確かつ統一的去に行い, 児童手当の審査・認定・支給に関する事務を適正に処理するため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
	その妥当性
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	こども未来局こども家庭課, 各区役所子育て支援課, 各出張所

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構 )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能 )								
③使用目的 ※	児童手当の受給資格の審査・認定・支給事務を処理するため。								
④使用の主体	使用部署	こども未来局こども家庭課, 各区役所子育て支援課, 各出張所							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		1 父母指定者からの認定請求の受付, 資格審査等 2 受給資格者からの認定請求の受付, 資格審査等 3 額改定請求の受付, 資格審査等 4 現況の届の受付, 審査等 5 受給者の氏名, 住所変更にかかる事務 6 消滅の届の受理, 審査等 7 未支払い請求の届の受理, 審査等							
	情報の突合	1 対象者を把握し, 世帯状況を確認するため, 受給資格者情報と住基情報を突合する。 2 生計を維持する程度の高い者の確認及び所得限度額に応じた認定を行うため, 受給資格者及び配偶者情報と地方税関係情報を突合する。 3 被用者・非被用者の別を確認するため, 受給資格者情報と年金関係情報を突合する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 6 ) 件	
<b>委託事項1</b> 児童手当システムの運用・保守		
①委託内容 児童手当システムの運用支援及びシステムの保守業務		
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 富士通株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則、再委託は認めないが、再委託承認申請において、その必要性、範囲、要件について明記させ、再委託の理由に妥当性があり、再委託の範囲が業務の全部又は主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査の上、許諾する場合がある。
	⑥再委託事項	運用及びシステムの保守業務の一部
<b>委託事項2</b> 現況届申請受付処理及び問合せ対応		
①委託内容 現況届の申請受付処理及び問合せ対応業務		
②委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 株式会社 パソナ		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則、再委託は認めないが、再委託承認申請において、その必要性、範囲、要件について明記させ、再委託の理由に妥当性があり、再委託の範囲が業務の全部又は主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査の上、許諾する場合がある。
	⑥再委託事項	現況届申請受付処理及び問合せ対応業務の一部
<b>委託事項3</b> 電子計算機オペレーション業務		
①委託内容 大型汎用機による電算処理の実行、帳票印刷等		
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名 株式会社FCCテクノ		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



<b>委託事項4</b>		バックアップテープの遠隔地保管業務
①委託内容		バックアップデータを記録した電磁的記録媒体を遠隔地に輸送、保存するもの
②委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ワンビシアーカイズ九州支社
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項5</b>		共通基盤の運用・保守業務
①委託内容		共通基盤に関する運用・保守業務等(バックアップ取得、システムの稼働状況の監視、障害・異常発生時の確認及び復旧、自動実行ジョブスケジュールの設定・実行確認等)
②委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立製作所
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託承認申請において、その必要性、範囲、要件について明記させ、再委託の理由に妥当性があり、再委託の範囲が業務の全般又は主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査のうえ、許諾している。
	⑥再委託事項	・システム問い合わせの対応 ・各種システムの変更作業 ・課題対応

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 3 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第26項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当または特例給付の受給者, その配偶者及び児童※既に受給権が消滅しているものを含む。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先2	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第30項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当または特例給付の受給者, その配偶者及び児童※既に受給権が消滅しているものを含む。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>提供先3</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第30項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務
③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当または特例給付の受給者, その配偶者及び児童※既に受給権が消滅しているものを含む。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先1</b>	市民局 区政課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条
②移転先における用途	住民票の記載事項
③移転する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	毎月1回

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜児童手当システムにおける措置＞

①IDカード及びパスワード認証による入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ及びホストコンピュータ内に保管する。

②サーバ及びホストコンピュータへのアクセスにはID及びパスワードによる認証が必要である。

＜統合宛名システムにおける措置＞

①統合宛名システムに格納する特定個人情報は、各業務システムの副本データであるため、消去のタイミングは各業務システムの運用に準ずる。

②ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。

②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

＜LGWAN接続端末のセキュリティ＞

①施錠可能な場所に設置し、端末へのログインにはIDおよびパスワードでの認証を行っている。

②LGWAN接続端末に一時的に保管した個人番号付申請データは紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。

## 7. 備考

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 1 個人番号

1 福祉事務所コード 2 認定番号 3 児童番号 4 所得年度 5 対象者番号 6 個人番号 7 団体内統合宛名番号 8 業務宛名番号 9 住民番号 10 入力利用者ID 11 入力年月日 12 更新利用者ID 13 更新フォームID 14 更新年月日 15 更新カウント

### 2 受給者データ

1 福祉事務所コード 2 認定番号 3 世代番号 4 受給者住民番号 5 受給者区分 6 受給者状態コード 7 受給者氏名コード 8 受給者状態コード 9 受給者氏名カナ 8 受給者氏名漢字 9 受給者性別 10 受給者生年月日 11 受給者外国人区分 12 受給者配偶者有無 13 行政区コード 14 住所コード 15 丁目番地 16 団地等 17 郵便番号 18 郵便カスタムコード 19 電話番号 20 配偶者住民番号 21 配偶者氏名カナ 22 配偶者氏名漢字 23 配偶者性別 24 配偶者生年月日 25 配偶者住所コード 26 配偶者丁目番地 27 配偶者団地等 28 配偶者郵便番号 29 配偶者電話番号 30 配偶者費用区分 31 支払方法 32 金融機関コード 33 金融機関支店コード 34 預金種別 35 口座番号 36 口座名義人 37 郵便局コード 38 郵便局名 39 通帳記号 40 通帳番号 41 通帳名義人 42 所得判定区分 43 所得制限区分 44 被用区分 45 年金種類 46 年金記号 47 年金番号 48 勤務先 49 国民健康保険加入有無 50 認定年月日 51 請求年月日 52 支給開始年月 53 管外転出日 54 管外転出先福祉事務所コード 55 資格喪失事由 56 資格喪失年月日 57 支払指定年月 58 支給差止フラグ 59 支給差止事由 60 支給差止年月 61 申請抽出区分 62 旧行政区コード 63 旧住所コード 64 旧丁目番地 65 旧団地等 66 旧郵便番号 67 旧郵便カスタムコード 68 旧電話番号 69 旧支払方法 70 旧金融機関コード 71 旧金融機関支店コード 72 旧預金種別 73 旧口座番号 74 旧口座名義人 75 旧郵便局コード 76 旧郵便局名 77 旧通帳記号 78 旧ゆうちょ番号 79 旧通帳名義人 80 入力利用者ID 81 入力年月日 82 更新利用者ID 83 更新フォームID 84 更新年月日 85 更新カウント

### 3 児童データ

1 福祉事務所コード 2 認定番号 3 児童番号 4 世代番号 5 認定番号 6 児童住民番号 7 児童氏名カナ 8 児童氏名漢字 9 児童生年月日 10 児童続柄コード 11 児童続柄名 12 児童同居別居区分 13 児童監護区分 14 児童生計区分 15 児童外国人区分 16 子ども児童状態コード 17 児童状態コード 18 該当年月日 19 支給開始年月 20 三歳到達日 21 六歳到達日 22 九歳到達日 23 子ども非該当予定年月日 24 子ども非該当事由 25 子ども非該当年月日 26 子ども未申請フラグ 27 非支給予定年月日 28 非支給事由 29 非支給予定年月日 30 非該当予定年月日 31 非該当事由 32 非該当年月日 33 海外留学年月 34 支給要件 35 入力利用者ID 36 入力年月日 37 更新利用者ID 38 更新フォームID 39 更新年月日 40 更新カウント

### 4 所得対象者データ

1 福祉事務所コード 2 認定番号 3 所得年度 4 対象者番号 5 世代番号 6 住民番号 7 対象者氏名漢字 8 対象者続柄名 9 被用区分 10 年金種類 11 年金番号 12 年金番号 13 勤務先 14 国民健康保険加入有無 15 所得申告区分 16 扶養人数 17 老人控除対象配偶者 18 老人扶養親族数 19 所得額 20 障害者数 21 特別障害者数 22 本人障害区分 23 老年者区分 24 寡婦区分 25 勤労学生区分 26 障害者控除 27 特別障害者控除 28 本人障害者控除額 29 老年者控除額 30 寡婦控除額 31 勤労学生控除額 32 雑損控除額 33 医療費控除額 34 小規模企業共済等掛金控除 35 社会保険等控除 36 その他控除 37 控除後所得額 38 生活保護有無 39 譲渡所得有無 40 所得判定フラグ 41 入力利用者ID 43 更新利用者ID 44 更新フォームID 45 更新年月日 46 更新カウント

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
児童手当情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出窓口において、届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。</li> <li>・必要な情報以外を誤って記載することがないように、所定の様式を使用し、記入例等の案内書類を工夫する。</li> <li>・Web上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム間のアクセスは必要なものだけに限定し、法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[   行っている   ]                      <選択肢> 1) 行っている                                  2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当システムを利用する職員ごとに利用者IDを割り当て、システム起動時にIDとパスワードによる認証を行うとともに、端末自体にUSBトークンを利用した認証を行う（二要素認証）。</li> <li>・操作ログを収集する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>「福岡市個人情報保護条例」並びに「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「情報セキュリティ共通実施手順」の規定に基づく「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」において、受託者は、この契約に基づき委託された業務を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の取扱いについて、「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならないとしている。</p> <p>&lt;個人情報・情報資産取扱特記事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持に関すること</li> <li>・従業員の監督等に関すること</li> <li>・作業場所の制限に関する事項</li> <li>・収集に関する制限に関する事項</li> <li>・使用及び提供に関する制限に関する事項</li> <li>・安全確保の措置に関する事項</li> <li>・複写、複製又は加工の制限に関する事項</li> <li>・再委託の制限に関する事項</li> <li>・委託業務終了時の返還、廃棄等に関する事項</li> <li>・報告及び監査・検査の実施に関する事項</li> <li>・事故等発生時の報告に関する事項</li> <li>・事故等発生時の公表に関する事項</li> <li>・契約の解除に関する事項</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	「業務委託における個人情報及び情報資産の取扱いに係る措置の基準」により、委託元の承認により、第三者に委託する場合は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報が実施機関の委託に係るものであること、条例で受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知させる旨定めている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>特定個人情報の提供・移転については、番号法関係法令で定められた提供先・移転先・事項についてのみ行う。</p> <p>「福岡市個人情報保護事務取扱要綱」や「情報セキュリティ共通実施手順」にて、本市の他担当部署に個人情報及び情報資産を移転する場合、あるいは、本市の機関以外に個人情報及び情報資産を提供する場合それぞれで、それらの取扱いにかかる利用・承認、あるいは合意の手続を定めている。ルールの遵守状況については、定期的な自己点検にて確認することとしている。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;児童手当システムにおける措置&gt; 児童手当システムは、統合宛名システムを通して情報提供ネットワークシステムと接続しており、情報提供ネットワークとは直接接続しないこととしている。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ①各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。 ③番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;児童手当システムにおける措置&gt; 中間サーバへ情報を登録する際に、登録した情報、日時等を記録し、不正な提供を抑止する。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ①各業務システムから中間サーバあての情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を防止している。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <p>(1)研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。</li> <li>・情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当課個人情報保護責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。</li> <li>・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。</li> </ul> <p>(2)各種周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。</li> <li>・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課と連携して通知する等、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関して継続的に周知を行っている。</li> </ul>	
10. その他のリスク対策		
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等、)ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>		

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL 092-711-4129 FAX092-733-5619
②請求方法	福岡市個人情報保護条例に基づき、「開示・訂正・利用停止請求書」により請求する。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 こども未来局こども部こども家庭課 TEL 092-711-4238 FAX092-733-5534
②対応方法	問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成29年8月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ③ 対象となる本人の範囲	(特定個人情報)児童手当の受給者及び配偶者 (個人情報)児童手当の対象児童	受給資格者, 配偶者及び市外別居児童	事前	①重要な変更
平成28年5月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ① 入手元	○本人又は本人の代理人 ○評価実施機関内の他部署(市民局区政課、 財政局税制課) ○行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、 共済組合) ○地方公共団体・地方独立行政法人(情報提供 ネットワークシステムを利用する機関)	○本人又は本人の代理人 ○評価実施機関内の他部署(市民局区政課、 財政局税制課) ○行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、 共済組合) ○地方公共団体・地方独立行政法人(情報提供 ネットワークシステムを利用する機関) ○地方公共団体情報システム機構	事前	①重要な変更
平成28年5月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用	○紙 ○庁内連携システム ○情報提供ネットワークシステム	○紙 ○庁内連携システム ○情報提供ネットワークシステム ○住民基本台帳ネットワークシステム	事前	①重要な変更に伴い、必要性が生じたため
平成28年7月1日	I 基本情報 6 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども家庭課長 三浦 隆	こども家庭課長 金子 りか	事後	人事異動に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ① 法令上の根拠	※提供先3について 番号法第19条第7号	※提供先3について 番号法第19条第7号 別表第2第87項	事後	法令上の根拠の詳細を追記したのみであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	III 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 ⑨ 過去3年依頼に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	発生日(平成25年6月)より3年経過することに伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	同上 その内容	システムのデータ更新のため、区役所へDVDで個人情報データを運搬していた委託業者が、運搬中の交通機関車内にDVDを置き忘れた。	※記載削除	事後	同上
平成28年7月1日	同上 再発防止策の内容	DVDで運搬していたデータを、専用線による伝送方式にシステムを改修した。	※記載削除	事後	同上

<p>平成28年7月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 9 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法</p>	<p>&lt;本市における措置&gt; 1 情報セキュリティ研修について ①全職員を対象として情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取り扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ②新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者(課長)を対象とした研修、希望者を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ③外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。</p> <p>2 情報セキュリティに係る各種周知について 情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、職員の意識向上を図っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務につく場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>&lt;本市における措置&gt; (1)研修について ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施(eラーニング形式)し、個人情報の取り扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについて、新規採用職員を対象とした研修、情報セキュリティ責任者及び担当課個人情報保護責任者(課長)を対象とした研修等、それぞれの役割に応じた特別研修を毎年度実施(集合研修形式)している。 ・外部講師(福岡県警のサイバーテロ対策の専門家やJ-LISより派遣される講師等)を招き、情報セキュリティ講習会の開催を行っている。</p> <p>(2)各種周知について ・情報セキュリティポータルや情報セキュリティニュース、注意喚起等により、情報セキュリティポリシー等各規程の内容や情報セキュリティに関する様々な情報を積極的に周知し、情報セキュリティについての職員の意識向上を図っている。 ・個人情報の適切な取り扱いや情報セキュリティポリシー等に基づき遵守すべき事項について関係課と連携して通知する等、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関して継続的に周知を行っている。</p>	<p>事後</p>	<p>情報セキュリティだけでなく、個人情報の取扱いに関する内容を追記したものであり、重要な変更にはあたらず、事前の提出・公表が義務付けられない。</p>
------------------	---	---	--	-----------	--

平成29年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	1 宛名管理機能統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。 2 情報提供機能各既存業務システムの業務情報を中間サーバ向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間サーバに提供する。 3 情報照会機能他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。 4 符号要求機能符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 5 権限管理機能統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。	1 宛名管理機能統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。また、各既存業務システムの宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。 2 情報提供機能各既存業務システムの業務情報を中間サーバ向けに一括で変換、連携を実施し、業務情報を中間サーバに提供する。 3 情報照会機能他機関への情報照会をオンラインによる1件ずつの問合せ、またはバッチによる一括での問合せを行う。また、問合せ結果の受領を行う。 4 符号要求機能符号未取得の対象者データが情報連携された場合、個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、既存住基システム及び住基ネットを介して、機構に情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 5 権限管理機能統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 6 お知らせ機能対象者のマイナポータルのお知らせ機能に表示等するための情報を中間サーバに送信する。	事前	統合宛名システムの機能追加に伴う修正。なお、重要な変更には該当する項目ではない。
平成29年8月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムの名称	(追記)	サービス検索・電子申請機能	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年8月1日	同上 システムの機能	(追記)	【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年8月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども家庭課長 金子 りか	こども家庭課長 草場 信秀	事後	重要な変更には該当する項目ではないため、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	【○】その他[住民基本台帳ネットワークシステム]	【○】その他[住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能]	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。

<p>平成29年8月1日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p>&lt;児童手当システムにおける措置&gt; ①IDカード及びパスワード認証による入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ及びホストコンピュータ内に保管する。 ②サーバ及びホストコンピュータへのアクセスにはID及びパスワードによる認証が必要である。 &lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ①統合宛名システムに格納する特定個人情報は、各業務システムの副本データであるため、消去のタイミングは各業務システムの運用に準ずる。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 &lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p>&lt;児童手当システムにおける措置&gt; ①IDカード及びパスワード認証による入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ及びホストコンピュータ内に保管する。 ②サーバ及びホストコンピュータへのアクセスにはID及びパスワードによる認証が必要である。 &lt;統合宛名システムにおける措置&gt; ①統合宛名システムに格納する特定個人情報は、各業務システムの副本データであるため、消去のタイミングは各業務システムの運用に準ずる。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。 &lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 &lt;LGWAN接続端末のセキュリティ&gt; ①施錠可能な場所に設置し、端末へのログインにはIDおよびパスワードでの認証を行っている。 ②LGWAN接続端末に一時的に保管した個人番号付申請データは紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更に伴い、必要性が生じたため。</p>
<p>平成29年8月1日</p>	<p>III リスク対策 ※(7. ②を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>・届出窓口において、届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 ・必要な情報以外を誤って記載することがないように、所定の様式を使用し、記入例等の案内書類を工夫する。</p>	<p>・届出窓口において、届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 ・必要な情報以外を誤って記載することがないように、所定の様式を使用し、記入例等の案内書類を工夫する。 ・Web上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更に伴い、必要性が生じたため。</p>

平成29年8月1日	Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク リスクに対する措置の内容	・児童手当システムを利用する職員ごとに利用者IDを割り当て、システム起動時にIDとパスワードによる認証を行う。 ・操作ログを収集する。	・児童手当システムを利用する職員ごとに利用者IDを割り当て、システム起動時にIDとパスワードによる認証を行うとともに、端末自体にUSBトークンを利用した認証を行う(二要素認証)。 ・操作ログを収集する。	事前	児童手当システムを利用するにあたっての認証機能の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成29年8月1日	Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> ①各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止している。 ③番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。	<統合宛名システムにおける措置> ①各業務システムから中間サーバあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。 ②接続システムの認証及び統合宛名システム接続端末での職員証及びUSBトークンを利用した、二要素による認証機能を設けており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を防止している。 ③番号法に定められている事務以外での情報照会ができないようアクセス制限を設けている。	事前	統合宛名システムを利用するにあたっての認証機能の強化に伴う修正であり、リスクを明らかに軽減する変更のため、重要な変更にはあたらない。
平成30年8月1日	V 評価実施手順 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年7月17日	平成29年8月1日	事後	基礎項目評価書の実施日を更新したのみであり、重要な変更にはあたらない。
平成31年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システムの名称	(追記)	業務共通基盤システム	事前	システム再構築(基本設計まで完了)に伴う変更。
平成31年1月31日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども家庭課長 草場 信秀	こども家庭課長	事後	様式変更における内容変更のため、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1	富士通FIP九州株式会社	富士通株式会社	事前	システム再構築(基本設計まで完了)に伴う変更。

平成31年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項5	(追記)	株式会社日立製作所	事前	システム再構築(基本設計まで完了)に伴う変更。
------------	--	------	-----------	----	-------------------------